【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月19日
【会社名】	地盤ネット株式会社
【英訳名】	Jibannet Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　山本　強
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目７番９号
【電話番号】	03－6265－1803
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長　　齊藤　福光
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目７番９号
【電話番号】	03－6265－1834
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長　　齊藤　福光
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成26年5月13日、取締役会において、平成26年10月1日を分割期日とし、当社を分割会社とし新設会社を承継会社とする会社分割（以下「本件分割」という）を行い、持株会社体制へ移行することを決議いたしましたので、金融証券取引法第24条の5第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第７号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1)新設分割の目的
当社は、住生活エージェントとして専門的な知識やノウハウをもとに公正中立な立場でサービスを提供し、生活者と供給者との情報格差を埋めるビジネスモデルを展開してきました。
中長期的な経営戦略として、地盤業界の「見える化」の推進により地盤業界のデファクトスタンダードになることを目指し、このために住宅会社・工務店に地盤関連ビジネスを徹底して展開してまいりました。　同時に、グローバル戦略として地盤プレートが重なる東南アジアではベトナムを足掛かりとして事業化の検討を開始し、また、住生活エージェントとして新たなビジネスの芽を育成し事業領域の拡大を計画しております。
このように当社事業は地盤業界の足固めを皮切りに、国内から海外、ＢtoＢからＢtoＣ、地盤業界から住生活全般へとその事業領域の拡大を予定し、そのための事業拡大戦略の中心として積極的なM&A戦略を位置付けております。その結果、M&A戦略を機動的・迅速に行う経営体制として持株会社体制へ移行することといたしました。これによりグループ全体の戦略意思決定を担う持株会社と個別事業の運営責任を担う事業会社との役割分担で今後の当社グループ全体の企業価値向上を図る経営体制を整えます。

(2)当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割計画の内容
①会社分割の日程

分割計画取締役会決議	平成26年5月13日
分割計画承認株主総会開催	平成26年6月26日（予定）
分割期日（効力発生日）	平成26年10月1日（予定）

②会社分割の方法
当社を分割会社とし、新設する「地盤ネット株式会社」を承継会社とする新設分割です。
なお、当社は平成26年6月26日開催予定の当社定時株主総会で新設分割計画並びに定款の変更を付議する予定であり、平成26年10月1日付で商号を「地盤ネットホールディングス株式会社」に変更予定です。

③会社分割に係る割当ての内容
新設会社は、本件分割に際して普通株式6000株発行し、その全部を当社に割り当てます。

④その他の新設分割計画の内容
当社が平成26年5月13日に取締役会で承認予定の新設分割計画の内容は後記の通りです。
本件分割により当社の発行する新株予約権について取り扱いの変更はありません。
本件分割による資本金の増減はありません。

(3)新設分割にかかる割当の内容の算定根拠
本件分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本件分割に際して新設会社が発行する株式は全て当社に割り当てられることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定したものであります。

(4)新設会社の概要
(1)商号　地盤ネット株式会社
(2)所在地　東京都中央区日本橋1丁目7番9号
(3)代表者　代表取締役　山本　強
(4)事業内容　地盤調査事業
地盤解析事業
地盤品質補償事業
(5)資本金　300百万円
(6)設立年月日　平成26年10月1日（予定）
(7)発行済株式数　6,000株
(8)決算期　3月31日
(9)総資産　1,009百万円（注）
(10)純資産　709百万円（注）
(11)大株主および持株比率　地盤ネット株式会社

（平成26年10月1日付で、商号を地盤ネットホールディングス株式会社に変更予定）100%

（注）純資産の額及び総資産の額は、平成26年3月31日現在の貸借対照表を基礎として算出しているため、実際に承継される金額は、分割期日前日までの増減を加味した上で確定いたします。

（５）新設分割計画書は次の通りです
新設分割計画

当社（以下「分割会社」という。なお、平成26年10月1日をもって地盤ネットホールディングス株式会社に商号変更予定。）は、分割会社の地盤調査事業、地盤解析事業及び地盤品質補償事業等（以下「本件事業」という。）に関する権利義務のうち以下に定めるものについて、新たに設立する地盤ネット株式会社（以下「新会社」という。）に承継させるため会社分割（以下「本件分割」という。）を行うこととして、以下のとおり新設分割計画（以下「本件分割計画」という。）を定める。

第１条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数）
　新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下の通りとする。
新会社の目的：別紙１第2条に記載のとおり
商号：地盤ネット株式会社
本店の所在地：東京都中央区日本橋一丁目7番9号
発行可能株式総数：6,000株

第２条（新会社に定款で定める事項）
　前条に掲げるもののほか、新会社が定款で定める事項は、別紙１「地盤ネット株式会社定款」記載の通りとする。

第３条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役）
　新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名は、次の通りとする。
設立時取締役　　山本　強
設立時取締役　　野村政博
設立時取締役　　平野圭一
設立時取締役　　田中　誠
設立時監査役　　中野　鍾
設立時監査役　　松木大輔
設立時監査役　　樋口俊輔

第４条（新会社が分割会社より承継する権利義務に関する事項等）
１．新会社が、本件分割により分割会社より承継する権利義務は、別紙２「承継権利義務明細表」に定める通りとする。
２．新会社が分割会社より承継する債務について、分割会社は、重畳的債務引受をする。

第５条（新会社が分割会社に対して交付する株式の数及び新会社の資本金並びに準備金の額に関する事項）
１．新会社は本件分割に際して普通株式6,000株を発行し、その全てを分割会社に割当交付する。
２．新会社の資本金及び準備金は、次の通りとする。
①資本金の額　　金参億円
②資本準備金の額　金０円
③その他資本剰余金　会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記①及び②の合計額を控除した額

第６条（分割期日）
　本件分割に係る登記をすべき日は、平成26年10月1日（以下「分割期日」という。）とする。ただし、分割会社は、本件分割の手続進行上の必要性その他の事由により、取締役会の決議をもって、これを変更することができる。

第７条（分割条件の変更及び本件分割の中止）
　分割会社は、本件分割計画の作成の日から分割期日に至るまで、天変地異その他の事由により、分割会社の財政状態又は経営成績に重大な変更が生じた場合、その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、分割会社の取締役会決議をもって、本件分割計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第８条（競業避止義務）
　分割会社は、本件分割後においても、本件事業について、競業避止義務を負わない。

第９条（分割承認決議等）
分割会社は、分割期日の前日までに、株主総会決議その他関連法令により本件分割に必要となる手続きを行う。

第１０条（規定外事項）
本件分割計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、分割会社がこれを決定することができる。

平成26年5月13日
東京都中央区日本橋一丁目7番9号　　地盤ネット株式会社
代表取締役社長　山本　強

別紙１
地盤ネット株式会社定款

第１章　総則

第１条（商号）
当会社は、地盤ネット株式会社　と称し、英文ではＪｉｂａｎｎｅｔ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ．と表示する。

第２条（目的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）土木建築工事業及び設計業
（２）地盤調査及び解析業
（３）環境調査業
（４）土木建築に係るコンピューターシステムの利用技術開発、設計、製造、保守及び販売業
（５）地盤品質の証明に関する業務
（６）住宅関連機器のリース業
（７）調査及び工事に付帯する検査業務
（８）フランチャイズチェーンシステムによる加盟店に対する指導業務
（９）地盤調査測定機の研究、開発及び販売業
（10）前各号に付帯する一切の業務

第３条（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第４条（公告の方法）
当会社の公告は、官報より行う。
２．やむを得ない事由により、官報によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第５条（機関の設置）
当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会

第２章　株式

第６条（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式の総数は6,000株とする。

第７条（株式の譲渡制限）
当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第8条（株式取扱規程）
株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第9条（基準日）
当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

第10条（招集）
定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

第11条（招集権者及び議長）
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第12条（決議の方法）
株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第309条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第13条（議決権の代理行使）
株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
２．前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第14条（株主総会議事録）
株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

第15条（取締役の員数）
当会社の取締役は、５名以内とする。

第16条（取締役の選任）
取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第17条（取締役の任期）
取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第18条（代表取締役及び役付取締役）
代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
２．代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、又必要に応じ、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第19条（取締役会の招集権者及び議長）
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第20条（取締役会の招集通知）
取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第21条（取締役会の決議の方法）
　　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第22条（取締役会の決議の省略）
　　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第23条（取締役会の議事録）
　　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第24条（取締役会規程）
　　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第25条（取締役の報酬等）
　　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第26条（社外取締役との責任限定契約）
　　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

第27条（監査役の員数）
　　当会社の監査役は、５名以内とする。

第28条（監査役の選任）
　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（監査役の任期）
　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
３．会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
４．前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

第30条（常勤監査役）
　　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第31条（監査役会の招集通知）
　　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第32条（監査役会の決議の方法）
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第33条（監査役会の議事録）
　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第34条（監査役会規程）
　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第35条（監査役の報酬等）
　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（社外監査役との責任限定契約）
当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第６章　計算

第37条（事業年度）
当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

第38条（期末配当金）
当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

第39条（中間配当金）
当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）をすることができる。

第40条（期末配当金等の除斥期間）
期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２．未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上

別紙２

承継権利義務明細表

新会社が、本件分割により、分割会社当社から承継する本件事業に属する資産、負債、雇用契約、その他権利義務は次の通りとする。
なお、新会社が分割会社より承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は平成26年3月31日現在の分割会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これを効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産及び負債
① 流動資産　本件事業に属する流動資産の一切
② 固定資産　本件事業に属する固定資産の一切
③ 流動負債　本件事業に属する流動負債の一切
④ 固定負債　本件事業に属する固定負債の一切

２．承継する契約関係
本件事業に関して、分割会社が締結したあるいは過去に承継した売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、分割会社より新会社に転貸する不動産にかかる賃貸借契約は除き、労働契約は後記３に定める通りとする。

３．承継する雇用契約等
本件事業に従事する分割会社の従業員と分割会社の間で締結した労働契約の一切。ただし、効力発生日の前日までに分割会社及び当該各従業員が別途の取扱いに同意した場合はこの限りでない。

４．その他の権利義務
本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。ただし、分割会社が引き続き保有する必要のあるものは除く。

以上